



「大川市の文化行政」について
「窓口業務のコンビニ活用」について
「明治橋交番移転問題の進捗状況」について
箴島かおる 議員

問 文化財には国民共通の文化的な財産という価値の側面と、その財産を自分の目で確かめたいというような観光資源としての価値の側面もあるが、本市の文化財は観光資源としての価値を発揮しているとは思えない。明治の中期に、当時の福岡市の年間予算の18年分を超えるような費用を投じて建設された筑後川導流堤、それに連なる若津地区の文化的価値を、今後どのように生かしていくのか。

答 若津地区は、明治時代の近代化の大きな支えとなっていたことは認識している。イベントの開催、昇開橋やデ・レイケ導流堤をのぞみながらの遊歩道散策コースを設定するなど観光事業を行っており、ソフト事業と文化財を含めた環境を充実させる施策を検討しながら地域の方々やボランティア団体などと連携を図っていきたい。

問 住民票や印鑑証明など、コンビニ交付ができないかと過去何度も質問してきたが、いまだに大川市では実現できないでいる。マイナンバー制度の導入を機に本市でも導入することはできないか。

答 住民票などのコンビニ交付の実施時期は未定であるが、実施に向けて検討段階である。財政負担等を考慮しつつ、来年1月以降の個人番号カードの普及状況などを見ながら検討を進めていきたい。

問 明治橋交番の移転問題については、6月の定例議会では、白紙状態である旨の答弁がなされたが、その後の進捗状況はどうか。

答 交番移転については、県警から、大川・川口、田口のそれぞれの校区で説明会がなされたこと聞き及んでいる。警察施設は県の施設であり、最終的には県警で判断される問題だと思っている。



向島ポンプ場の耐震化対策は
どうなっているか
大川市の上水道布設管について
岡 秀昭 議員

問 公共施設の耐震化対策が検討される中、近年のゲリラ豪雨等を考慮し、排水ポンプ場の耐震化は検討されているか。

答 耐震改修促進法に基づき、不特定多数の方が利用する大規模な施設は、耐震診断を行い、報告を義務付け、その結果を公表することとしているが、向島ポンプ場は、法律に該当しない施設であり、現時点では未対策である。しかし、降雨時に河川水位が高く、内水の自然流下ができない際の強制排水機場として重要な施設であると考

問 上水道布設管の経年劣化による漏水事故の発生状況と耐震化対策はどの程度進んでいるのか。

問 公営企業法の改正で、企業会計制度が変更され、利益剰余金が増えている。退職金等に流用する事なく、老朽管更新事業を進めていただきたいが、長期的な計画は。

答 23年度に市の水道事業基本計画を立て、これに基づき進めている。利益剰余金が大きく増えているのは、会計制度の変更によるもので、むしろ、人口減、節水の定着化で徐々に収益は減りつつあるのが現状である。

議会を傍聴しませんか！

次の市議会定例会は、開会日を12月7日（月）に、一般質問を12月10日（木）、11日（金）に予定しています。みなさまの傍聴をお待ちしております。

委員会審査も委員長の許可を得て傍聴できます。

インターネットによる議会中継も行います。

ホームページアドレス <http://www.okawa-city.stream.jfit.co.jp/>

大川市議会 検索

なお、議会の日程は変更になることもありますので、詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。（TEL 85-5622 直通）



大川市の公園の管理や整備など、時代に応じ変化を求められているが、市内の公園はどのような方向で設備を計画されているか。また、トイレが古くなっている所があるが、今後、改修の予定は。

馬淵 清博 議員

問 近年、公園の環境や整備など、時代に応じ変化を求められているが、市内の公園はどのような方向で設備を計画されているか。また、トイレが古くなっている所があるが、今後、改修の予定は。

答 公園の管理等は、シルバー人材センター、地元の町内、各種団体等に清掃や、除草等の一般的な管理をお願いしている。今後、公園施設の充実を図るため、公園建設当時との社会情勢の変化も踏まえ、現在のニーズに合うような改修ができればと思う。このため、子供主体の遊具だけでなく、多世代間の交流が図れ、高齢者の健康づくりにつながるような遊具の導入なども考えている。また、くみ取り式トイレは、老朽化しており、下水道処理区域は基本的に下水道へのつなぎ込み、区域外は、浄化槽の設置や、おがくず式のバイオ

イレの設置など、維持管理面も考慮し、今後検討したい。

問 市内の固定資産税の対象となる家屋の全棟調査を26年6月から1年間かけて行うとの事だが、その趣旨と現在の進捗状況及び今後の市民への周知は。

答 この家屋全棟調査は、初めての取り組みで、25年度から27年度の3か年事業として委託契約を行っている。実際に現地において、委託業者が家屋課税台帳との照合を一軒一軒行い、現在、市内全ての校区の特定照合調査も終了している。現在、28年度からの課税に向け、調査漏れや、家屋の評価額の算定など最終段階の作業中である。今後は調査で出てきた空き家、廃屋の情報なども確認し、市民には、評価額の縦覧や、課税明細等により周知を図り、公平で適正な課税につなげたい。